

令和元年6月18日

審査請求人

有限会社ムラキ

代表者 取締役 村木 智義 様

上記代理人 熊本 一規 様

同 弁護士 樋渡 俊一 様

同 弁護士 岩崎 真弓 様

総括審理員 原 弘樹

審理員 長谷川 知子

再弁明書の送付について

審査請求人が提起した業務停止処分の取消しを求める審査請求（30総総法査第1089号）に対し、処分庁である東京都知事から再弁明書が提出されたので、その副本を送付します。

この再弁明書に対しては、再反論書を提出することができます。再反論書は、下記提出先に、令和元年7月23日までに、2通提出してください。

（提出先）

〒163-8001

新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都総務局総務部法務課

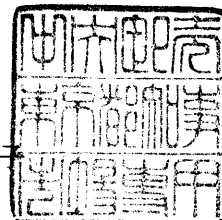


再 弁 明 書

31中洲管第393号
令和元年6月14日

統括審理員 原 弘樹 殿
審理員 長谷川 知子 殿

処 分 庁
東京都知事 小池 百合子



審査請求人有限会社ムラキ（以下「請求人」という。）の令和元年5月7日付の反論書（以下「反論書」という。）に対し、必要な範囲で、以下のとおり認否・反論する。略語等は、処分庁弁明書における従前の例による。

【反論書への認否等】

第1 「本件処分に至る経緯」に関する認否

1 「(1) 平成30年6月21日」(反論書10頁)について

営業権組合が、都に対し公開質問状を提出したことは認め、その余は知らないし否認する。

平成30年6月21日の公開質問状に対しては、同年9月21日、都の見解を口頭で営業権組合に直接説明している。

2 「(2) 平成30年8月20日築地市場閉場説明会」(反論書11頁)について

請求人が8月20日の築地市場閉場説明会に出席したことは認め、その余は否認する。築地市場閉場説明会では、原状回復義務について、説明資料に基づいて都担当者が説明会出席者全員に丁寧に説明を行った。また、当日は閉場説明会終了後、同一場所で「引越説明会」があったため、その場での質疑時間は設定せず、別会場にて受け付けることとした。別会場では項目毎にブースの設置及び都職員を配置し、市場業者の個別事情を踏まえた相談にも丁寧に対応できる態勢を整えた。さらに、説明資料にはすべて電話番号等連絡先が記載されており、質問する機会は説明会後もあり、請求人の主張は事実と反する。

3 「(3) 店舗来訪」(反論書11頁)について

都担当者が、「築地市場閉場に伴う市場施設の返還における造作等の原状回復免除及び権利放棄に関する申請書」(以下「申請書」という。)の提出を催促するなどのために、平成30年9月13日及び同年10月6日に請求人(ムラキ)の店舗を、平成30年9月11日及び同年10月2日に別審査請求人(杉原水産)の店舗を個別に訪問したことは認め、その余は知らないし否認する。

この訪問は、申請書提出を催促するとともに、申請書の提出がないと、市場施設の原状回復を使用者の費用と責任で行う必要がある旨を説明するために行ったものであり、請求人の主張するような公開質問状に回答するためのものではない。

4 「(4) 平成30年9月21日の処分庁と営業権組合員らとの話し合い」(反論書12頁)について

都担当者が、平成30年9月21日、公開質問状に対する都の見解を口頭で営業権組合に直接説明したことは認め、その余は否認する。

当日は以下の点を説明している。

- ・築地市場は、都民に生鮮食料品を安定的に供給するという行政目的を果たすために、都が設置している中央卸売市場であり、仲卸業者への市場施設の使用許可は、こうした行政目的の範囲内で行っているものであること
- ・築地市場から豊洲市場への移転に伴い、事業者に対する使用許可は消滅するが、築地市場の施設の使用を許可している場合は、原則として豊洲市場の施設の使用を許可することとしているなど、豊洲市場で事業を営む環境は整えていること
- ・仮に、不利益を被る場合においても、使用指定に伴う利益は、築地市場という本来の行政財産に由来する内在的制約を伴っていることから、使用許可の消滅による不利益については、受忍すべきものであり、補償を求めることはできないと考えていること

5 「(5) 一部の営業権組合員が内容を誤解したまま原状回復義務免除申請書を処分庁に提出してしまった。」(反論書12頁)について

申請書の撤回書を提出した事業者がいたことは認め、その余は否認する。

処分庁は、撤回書の内容が不明確であること及び印鑑不一致など書面の形式に不備があったことから、撤回書を返還したものである。また、撤回書の返還後に、あらためて撤回書を送付した事業者に対しては、原状回復に係る意思確認のため、平成30年10月10日付け「築地市場閉場に伴う市場施設の造作等原状回復計画書の提出について(通知)」(以下「10月10日付通知」という。)において、原状回復の免除がなされない場合には、旧築地市場から豊洲市場への引越の調整期間の最終日である10月17日の20時まで、事業者自身により確実に原状回復を行ってもらうことになるため、10月14日までに造作等の原状回復にかかる計画書(以下「計画書」という。)を提出するよう依頼したものである。

6 「(6)「築地市場閉場に伴う市場施設の造作等原状回復計画書の提出について(通知)」(反論書13頁)について

都が、平成30年10月10日に、請求人を含め、申請書が未提出である事業者に対し、10月10日付通知を送付し、事業者自身による原状回復に向け、同月14日までに計画書を提出することを依頼したこと、及び、撤回書を提出した事業者のうち都に計画書を提出した事業者がいなかったことは認め、その余は知らないし否認する。

この通知は、市場施設の原状回復免除等の申請をしないということは、当該事業者は、以前から原状回復の準備をしているとの認識の下、旧築地市場から豊洲市場への引越の調整期間の最終日である平成30年10月17日の20時までに確実に原状回復をすることを求めたものである。

7 「(7) 平成30年10月14日の請求人代表者の電話」(反論書14頁)について
請求人ムラキの代表者に都の担当者が電話したことは認め、その余は知らないし否認する。詳細は後記8頁で述べるとおりである。

8 「(8) 仮処分申立て」について(反論書15頁)について

第1文(平成30年・・仮処分を申立てた)について、「土地明け渡しを求める」を「土地等の仮の明け渡しを求める」と訂正の上認める。

第2文(東京地方裁判所での・・と依頼されたのみであった)について、上記仮処分申立事件で、請求人が営業権が侵害されたとの主張をしたこと、市場移転に伴う損失補償に係る東京高等裁判所の裁判例を証拠として提出したことは認め、その余は否認する。

都は、営業権侵害の主張に対し反論を行った。また、証拠提出は正本及び副本の2部を提出すべきところ(民事保全規則6条、民事訴訟規則137条1項)、請求人は1部しか提出せず、裁判所が写しを作成して都に交付したものである。

第3文(11月5日には・・と述べるのみであった)について、上記仮処分申立事件の審尋で、債権者代理人が、仮処分の審理に関係のない事柄について回答する必要がない旨述べたことは認める。

9 「(9) 平成30年10月18日、処分庁は、築地市場をロックアウトし…できないようにしたのである」(反論書15～16頁)について

引越調整期間終了後である平成30年10月18日以降は、本格的な解体工事を行うため、旧築地市場への築地市場関係者以外の立入りが禁止されたことは認め、その余は否認する。

後記8～9頁で述べるとおり、都は、請求人から原状回復及び施設の返還について、具体的な意思が示されれば、都の立会いの下で、旧築地市場への入場を認める意向はあった。

10 「(10) 平成30年10月31日付け「弁明書の提出について(通知)が…送達された」(反論書16頁)について

認める。

11 「(11) 請求人らは平成30年11月8日に処分庁に弁明書を提出した」(反論書16頁)について

認める。

12 「(12) 平成30年11月22日(木曜日)、東京地方裁判所は…送達された」(反

論書16頁)について

認める。

13 「(13)平成30年11月24日、柏原豊洲市場副場長が一人で…旨述べた」(反論書16頁)について

平成30年11月24日に、都担当者が請求人店舗を訪問したことは認め、その余は否認する。

請求人からの「(本件処分について)聴聞の機会を設けてほしい」との申し出について、本件は弁明の機会を既に設けており、制度上認められないという旨の説明を行ったものであり、「行政処分はしない」などと発言した事実はない。

14 「(14)平成30年11月26日(月曜日)に、執行官が仮処分執行を行った。…」について(反論書16頁)

認める。

15 「(15)平成30年11月26日、請求人に対して本件処分が出された。…」について(反論書16頁)

本件処分が平成30年11月26日に行われたこと、及び、処分に当たり、都担当者が請求人の店舗を訪問したことは認め、その余は知らないし否認する。

11月24日の経緯については、前記13に記載のとおりである。

16 「(16)なお、請求人と別審理請求人杉原水産は…情報共有していた」について((反論書17頁)

不知。

第2 求釈明について(「(4)」「(6)履行催告書」の送付)((反論書5頁)について)

請求人は、(求釈明)「請求人は、上記履行催告書を受け取っていない。処分庁が履行催告書を送付したというのであれば、いつどのようにして送付したのかを明らかにされたい。」として求釈明を行っているが、当該「履行催告書」は、平成30年10月16日に、配達証明郵便により送付するとともに、翌日には豊洲市場の請求人店舗において、代表者に手渡している。

なお、送付した当該履行催告書は、請求人の登記簿上の代表者住所に送付したところ、宛先不明となったため、再度、住民票上の代表者住所に送付したが、不在、保管期間経過のため返還されている。

【反論書に対する反論】

第1 市場条例91条は、事業者側に理由、事情がない本件には適用できない(原状回復義務を負わない)との主張について

1 市場条例第91条が掲げる例示事由は全て使用者側に理由のある例示事由であるから、「その他の理由」も使用者側に理由のある事由と解されるとの主張について

- (1) 請求人は、市場条例第91条が掲げる、「使用者の死亡、解散若しくは廃業等又は業務の許可の取消し」という例示事由は全て使用者側に理由のある例示事由であるから、例示事由に続く「その他の理由」もまた使用者側に理由のある事由と解されるなどと主張する（「反論書」17頁）。
- (2) しかしながら、市場条例第91条は、「使用者の死亡、解散若しくは廃業等又は業務の許可の取消しその他の理由により市場施設の使用資格が消滅したときは、相続人、清算人、代理人又は本人は、知事の指定する期間内に自己の費用で当該施設を原状に復して返還しなければならない。ただし、知事の承認を受けた場合は、この限りでない。」と規定しており、使用者に起因して使用資格が消滅した場合に限られるものではない。例示事由が全て使用者側に理由のある事由であるから、例示に続く「その他の理由」も使用者側に理由のある事由と解されるなどというのは、何の根拠もなく、請求人の独自の見解に過ぎない。
- (3) 築地市場の閉場（豊洲市場への移転）は、長年にわたる様々な議論や調整を経るとともに、市場条例の改正や農林水産大臣の認可など、法令上の適正な手続きをもって実現したものである。仮に、本件において、市場条例第91条が適用されないとすれば、中央卸売市場の閉場の場合に、使用指定を受けている全ての事業者が原状回復及び返還の義務を負わないことになり、著しく公益に反することになる。

2 許可が続くことが前提となっていたとの主張について

- (1) 請求人は、請求人と処分庁とは、3年ごとの更新により、約50年の長期にわたって（使用）許可が継続してきたのであり、許可が継続されることが前提となっていたため、期間が満了したとしても、それにより請求人の使用資格が消滅したと解するべきではないなどと主張する（反論書「18頁」）。
- (2) しかしながら、以前から請求人への使用指定は、期間を定めて行ってきたものであり、許可が継続されることが前提となっていたものではない。また、築地市場が閉場することは以前から明らかにされており、弁明書2頁でも述べたとおり、従前の使用指定の使用期間が満了するに当たり、「使用期間は平成28年4月1日（一部は平成29年8月1日）から平成31年3月31日までとする。ただし、上記の間に築地市場が閉場となった場合は、その日までとする」と、築地市場の閉場が使用期間の終期となることは明確に示されている。このことから、築地市場の閉場をもって使用資格が消滅したことは明らかである。

3 一方的に築地市場閉場日を終期にしたとの主張について

- (1) 請求人は、市場施設使用指定原状回復義務免除申請書（「市場施設使用指定申請書」の誤りと思われる）では、使用期間の終期が「築地市場閉場日まで」となっているが、初めから処分庁によって記載、印字されていたのであり、一方的に処分庁が築地市場の閉場により使用を打ち切れるようにしたものであるから、期間の満了により使用資格が消滅した場合とは言えないなどと主張する（反論書19頁）。
- (2) しかしながら、当該市場施設使用指定申請書には、請求人の住所、法人名、代表

者名に加え、法人としての代表者印が示されているのであるから、請求人が本件土地の使用指定に係る申請の意思表示を「築地市場閉場日まで」という終期で行ったことは明白である。

- (3) 都は、こうした申請内容も踏まえ、「使用期間は平成28年4月1日から平成31年3月31日までとする。ただし、上記の間に築地市場が閉場となった場合は、その日までとする。」との内容で使用指定を行ったものであって、何ら問題とされる点はなく、築地市場の閉場（廃止）をもって、使用期間は満了し、請求人の築地市場の市場施設に係る使用权は喪失したものである。
- (4) なお、請求人は、「新版行政法上巻全訂第二版」を引用したうえで、「公益上必要があると認めるときは何時でも取り消すことができる」旨の附款や、その場合に原状回復義務を課する旨の附款は例文的な附款に過ぎず、これを根拠として、無制限に取消や原状回復を求めることはできないとの見解と、本件とを同一視して都の対応を論難するようである。しかしながら、上記「新版行政法上巻全訂第二版」で述べられているのは、いずれも許可や免許等について附款を根拠に取り消す場合のものであって、使用期間の満了により使用資格が消滅したに過ぎない本件とは、事案が全く異なる。

第2 処分庁が原状回復費用を補償すべき法的義務があるとの主張について

請求人は、処分庁が損失補償をしない意思を明確にしている場合にまで使用者に原状回復義務を認めることは実質的に憲法29条第3項に反するもので許されないとし、処分庁が原状回復費用を補償すべき法的義務があることについて、以下の理由を挙げている。

- ① 裁判例（東京高裁平成3年7月30日）があること
- ② 行政庁が原状回復命令を出し得るとしても、本人に帰責事由がない場合には損失補償が必要であることは、道路法・河川法・海岸法・都市公園法等に共通にみられる法原則である

しかしながら、請求人の主張は、以下のとおり、独自の解釈に基づくものであって理由がない。

1 裁判例（東京高裁平成3年7月30日）について

- (1) 請求人は、「原状回復義務免除申請書の提出を条件として、請求人に原状回復費用負担を免除するとした処分庁の措置は違法である。よって、原状回復義務免除申請の提出をしたか否かに拘わらず、請求人は、処分庁に対して、原状回復にかかる費用の補償を請求できるのである」（反論書20頁）などと主張した上で、その根拠として、裁判例（東京高裁平成3年7月30日）を挙げている。
- (2) しかし、上記裁判例は、市中央卸売市場の移転に伴い新設の市場に移転することとなった卸売市場業者に対する入場交付金及び保証金名目での支出の適法性が争点となった住民訴訟の事案であり、旧市場の原状回復義務やそれに基づく行政処分について判断したものではない（むしろ、事業者が旧市場の設備等を廃棄・撤去し、新市場に移転することは当然の前提とされている）。

- (3) 上記裁判例の例を、築地市場の豊洲市場への移転の場合に置き換えて言えば、都が講じた、施設使用者の申請に基づく原状回復義務免除の措置により生じた支出や、移転時支援策としての市場業者に対する利子補給等について、その支出の適法性が問われたという趣旨のものであって、本件とは事案が異なることは明らかである。
- (4) 中央卸売市場の移転に際し、市場業者に対して、どのような範囲でどの程度の支援策を講じるかは、最終的には行政としての裁量に委ねられているというべきであるし、請求人は自らの意思で、都が講じた原状回復免除の措置の適用を受けなかったのであるから、補償されることが当然とする請求人の主張に理由がないことは明らかである。

2 本人に帰責事由がない場合には損失補償が必要であることは、共通にみられる法原則であるとの主張について

- (1) 請求人は、仮に行政庁が原状回復命令を出し得るとしても、本人に帰責事由がない場合には損失補償が必要であることは、道路法・河川法・海岸法・都市公園法等に共通にみられる法原則であり、本件でも同様であることは明らかなどと主張する(反論書22頁)。
- (2) しかしながら、請求人が例として挙げている法令の規定は、いずれも公益上やむを得ない必要が生じたときに、管理者は、許可等の取消や効力の停止、条件の変更、原状回復などを命ずることができ、その場合に、損失を受けた者がいるときは、その者に対して通常生ずべき損失を補償しなければならない、とするものである。
- (3) 本件は、あらかじめ期間を定めて使用指定を行い、築地市場の閉場(廃止)をもって、使用期間が満了し、請求人の使用権が喪失したものであって、請求人が挙げる法令のケースとは本質的に異なっている。したがって、請求人の主張に理由はない。

第3 原状回復の先履行を強制することは法的措置などの負担を事業者に強いる結果となるとの主張について

- (1) 請求人は、原状回復の履行と損失補償としての原状回復費用の支払の関係が同時履行の関係にないと仮に解したとしても、本件のように、処分庁が原状回復義務を負担しない意思を明確に示している場合まで、原状回復の先履行を強制することは、法的措置などの負担を事業者に強いる結果となり、憲法29条3項などに反するなど主張する(反論書23頁)。
- (2) しかしながら、請求人は自らの意思で申請書を提出しなかったのであるから、市場条例91条に基づく原状回復義務があることは既に述べたとおりである。また、請求人が主張する「道路法・河川法・海岸法・都市公園法等に共通に見られる法原則」によっても、損失補償の時期と許可の取消等の時期との関係について何ら特別の定めがなく、これらが同時履行の関係に立たないことは明らかである。
- (3) この点、請求人は、法的措置などの負担を事業者に強いる結果となる、「不安の抗弁権」は請求人にも認められるなどと述べているが、独自の見解に基づくものであ

て失当である。

第4 比例原則違反との主張について

1 請求人に撤去の機会を与えたとはいえないとの主張について

請求人は、処分庁が請求人に撤去の機会を与えたとはいえないなどと主張し、その理由として以下の事由を挙げるようである（反論書24～26頁）。

①請求人（ムラキ代表者）が中央卸売市場の担当者との電話で、計画書の提出期限について抗議したところ、同担当者が計画書の提出が遅れても受け付けると述べたことから、同代表者は、都が直ちに撤去を求めているものではないと理解した。

②上記①の対応があったにもかかわらず、平成30年10月19日には、都は、築地市場をロックアウトした。これにより、請求人らが自ら備品を撤去することは不可能になったのであるから、10月19日以降は請求人に返還義務の違反はない。

しかしながら、上記請求人の主張は事実と反するものであって、理由がない。以下、詳述する。

(1) 平成30年10月14日の電話について

ア 当該電話では、請求人代表者から、「計画書の提出を求める平成30年10月10日付の文書が届いたが締め切りまで時間がなく提出できない」、「期限が短く公序良俗に反する」という趣旨の発言があった。

イ これを受け、都担当者からは、①原状回復免除申請書の提出は、以前から期限を区切って（平成30年9月4日締切）繰り返し依頼してきたことで、未だ提出がないということは、10月17日までに、自らで行う用意があるはずであり、それを確認するものであること、②通常であれば既に施工業者等と契約等を行っているはずであり、それを証明する書類があればその書類でも構わないこと、③速やかに原状回復の免除申請書を提出するのであれば、計画書の提出は不要であること、④10月17日までに、確実に原状回復を行うと、今、約束できるのであれば、計画書の提出は本日（10月14日）でなくてもよいこと、などを伝えた。

ウ しかしながら、請求人代表者からは、「自分には営業権があり、築地で営業する権利がある」「10月18日以降も築地で営業を続ける」「免除申請書を提出するつもりはない」「また築地で営業するため、自ら原状回復をするつもりはない」といった旨の主張が繰り返された。

エ これに対し、都担当者からは、①築地市場は10月10日で閉場し、築地で営業する権利はないこと、②「10月10日付通知」にもあるように、免除申請書が出されず、このまま原状回復もされなければ、監督処分を行う可能性があること、③10月17日までに撤去しないと請求人に不利益が被ること、といった旨を説明して説得したが、議論は平行線であった。

オ 以上のような経過であって、都が請求人に対し、直ちに撤去を求めるものではない旨を伝えたなどという事実はなく、請求人の主張は当たらない。

(2) 平成30年10月18日以降の対応について

- ア 弁明書でも述べたとおり、都は、請求人らを含めた事業者に対し、旧築地市場が閉場となることに伴い市場施設が返還となることや、その際の原状回復等の取扱いについて丁寧に説明し、申請書の提出又は市場施設の原状回復及び返還を求めてきた。
- イ 平成30年10月11日から同月17日までは、旧築地市場において事業者が後片付け等残務処理を行う引越調整期間が設定されていたが、同月18日以降は関係者以外の立入りが禁止され、本格的な解体工事が行われているが、この時点で、申請書が提出されず、旧築地市場用地等を残置物等により占有していた事業者は、請求人らを含めて5者いたため、都は、この5者を対象に、平成30年10月18日に、東京地方裁判所に対し、旧築地市場用地及び建物に係る明渡しを求める仮処分の申立てを行った。
- ウ このうち2者は、仮処分の申立て直後に、申請書を提出したため、その状況等を勘案し、都は速やかに仮処分の申し立てを取り下げた。
- エ また、もう1者（東中労）からは、仮処分の審尋期日後、都に対して、旧築地市場に残置した荷物を移設・撤去したいとの具体的な申し出があった。このため、都は、移設・撤去のための旧築地市場への入場を認めることとし、これを受け、東中労は、同年11月6日に都に対して申請書を提出するとともに、都の立会いの下、旧築地市場に入場し、同年11月16日までに残置物を移設・撤去した。
- オ 上記エからも明らかなように、都としては、請求人から原状回復や施設の返還について、その時期や方法などの具体的な意思が示されることがあれば、都の立会いの下で、旧築地市場への入場を認める意向はあった。しかしながら、仮処分の申立て以降も、請求人から、そうした意思が示されることは全くなく、かえって、築地市場が営業しているとの認識の下で、代表者自らが旧築地市場前で定期的な販売行為を繰り返すような状況であり、11月22日には、東京地方裁判所から、仮処分が認容されるに至ったのである。こうした経緯も踏まえれば、平成30年10月19日以降、請求人らが自ら備品を撤去することは不可能になったなどという事実はない。

2 原状回復を行わなければ市場の運営に支障をきたすような事情は無かったとの主張について

- (1) 請求人は、築地市場が廃止され、その施設を解体するのであるから、事業者が原状回復を行う必要はないし、備品の撤去が必要であるとしても、市場施設の解体作業前までに撤去すれば解体工事の工期などにも支障はなく、市場の運営に影響を与えることもない、にもかかわらず、平成30年10月19日には市場はロックアウトされ、処分庁の主張する明渡最終期限よりも1か月以上も前に、請求人は撤去する機会を失ったなどと主張するなど主張する（反論書27頁）。
- (2) しかしながら、築地市場跡地は、都道環状第2号線及び東京オリンピック・パラリンピック競技大会の車両基地が設置される予定となっているため、速やかに環状第2号線及び車両基地の整備に係る部分の解体工事を完了し、建設局及びオリンピック・

パラリンピック準備局に引き渡すことが求められていた。このため、それぞれ、平成31年4月10日及び同年12月10日までの工事完了に向け、一刻も早く解体工事に着手する必要があった。

したがって、旧築地市場において事業者が後片付け等残務処理を行う引越調整期間が経過した、平成30年10月18日以降は、関係者以外の立入りを禁止し、速やかに（同日の10月18日）解体工事に着手したものである。

- (3) 仮処分申立書で示した解体工事のスケジュールは、関係者以外の立入・侵入がないなど、円滑に工事を実施できる環境が維持されることが当然の前提になっているものであり、請求人の主張は、自らの義務違反の責任を処分庁に転嫁しようとする不当なものと言わざるを得ない。
- (4) また、請求人は「申請書」を提出せず、残置物は所有物である旨の貼り紙を掲示するなど、自ら行った造作等について権利を放棄していないのであるから、都において任意に撤去することはできない状況であり、このため、都は、土地及び建物の明渡を求める仮処分を申し立てたものである。審理の結果、保全の必要性が認められ、東京地方裁判所から仮処分が認容されており、請求人の主張に理由がないことは明らかである。

第5 本件処分は請求人らを狙い撃ちしたものであるとの主張について

1 63事業者も処分対象となったはずなのに請求人らのみを処分対象としたとの主張について

- (1) 請求人は、申請書を撤回した事業者も備品を残置した事業者として請求人らと同様に処分対象となるところ、一方的に申請書を撤回したものとみなして、請求人らのみを処分対象としたなどと主張する（反論書29～30頁）。
- (2) 都は、平成30年10月10日、請求人を含め、申請書の未提出者及び撤回書を送付した者に対し、「築地市場閉場に伴う市場施設の返還における造作等原状回復計画書の提出について（通知）」（以下「10月10日付通知」という。）を送付し、その中で、「計画書が提出されなかった場合及び提出された計画書に上記に記載の事項が網羅されていない場合には、当初の原状回復義務の免除申請が有効なものとして取り扱います」という旨を付記したところであるが、このことに対し、撤回書を送付した者から具体的な応答があった事実はない。
- (3) そもそも、撤回書を提出した事業者は、既に原状回復義務免除申請書を提出していた者であり、原状回復義務免除申請書を提出していない請求人とは全く事情が異なるものであって、請求人らのみを対象としたとの請求人の主張に理由は無い。

2 申請書の提出をしなかった他の事業者への処分に関する主張について

- (1) 請求人は、原状回復義務免除申請書の提出しなかった事業者は、請求人らを含めて5名となったが、1名は廃業し、1名は不明であったなどと述べ、請求人らを含めた3名が処分を受けたが、請求人ら以外で処分を受けた東中労の処分内容は、15日間の事務所の使用禁止であり、請求人らが受けた処分により生じた損害とは比

べ物にならなかったなどと主張するが（反論書30頁）、以下のとおり、その主張には理由がない。

- (2) 弁明書でも述べたとおり、都は、請求人らを含めた事業者に対し、旧築地市場が閉場となることに伴い市場施設が返還となることや、その際の原状回復等の取扱いについて丁寧に説明し、申請書の提出又は市場施設の原状回復及び返還を求めてきた。
- (3) 申請書が提出されず、旧築地市場用地等を残置物等により占有していた事業者は、請求人らを含めて5者いたため、都は、この5者を対象に、平成30年10月18日に、東京地方裁判所に対し、旧築地市場用地及び建物に係る明渡しを求める仮処分申立てを行った。
- (4) このうち2者は、仮処分申立て直後に、申請書を提出したため、その状況等を勘案し、都は速やかに仮処分申立てを取り下げ、行政処分対象ともしなかったものである。
- (5) また、同じく仮処分対象とした東中労からは、仮処分の審尋期日後、都に対して、旧築地市場に残置した荷物を移設・撤去したいとの具体的な申し出があった。このため、都は、移設・撤去のための旧築地市場への入場を認めることとし、これを受け、東中労は、同年11月6日に都に対して申請書を提出するとともに、同年11月16日までに残置物を移設・撤去した。こうした一連の経過を踏まえ、都は、仮処分申立てを取り下げるとともに、東中労に対する処分は、軽減処置を適用し、15日間の市場施設の使用の全部停止（事務所の使用禁止）としたものである。
- (6) 一方、請求人からは、仮処分申立て以降も、原状回復や施設の返還についての具体的な意思が示されることはなく、反省の色や情状酌量すべきものが認められないことから、処分として、量定区分C「市場の秩序もしくは公共の利益を害する行為」の基準期間である30日と決定したものである。
- (7) したがって、請求人を狙い撃ちしたという請求人の主張に理由は無い。

第6 手続きの重大明白な瑕疵との主張について

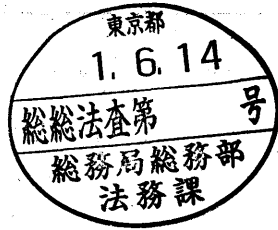
- 1 請求人は、処分庁は、営業権の存在及び損失補償の必要性について請求人との話し合いを持ち、法的な説明をしなければならなかったはずであり、一片の弁明書を提出する機会を与えただけで「弁明の機会の付与」を果たしたことになるはずはなく、十分な弁明の機会を与えていないと主張する（反論書30～31頁）。
- 2 しかしながら、行政手続法に定める弁明の機会の付与とは、弁明を記載した書面（以下「弁明書」という。）を提出してするものとされており、その機会の付与に際し、行政庁は、弁明書の提出期限までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、①予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項、②不利益処分の原因となる事実、③弁明書の提出先及び提出期限を書面により通知しなければならないとされている（行政手続法第29条及び第30条）。

3 都は、法令の規定に則って、東京都行政手続法等で定められた弁明の機会を付与し、請求人の弁明内容も踏まえたうえで、行政処分審査会等で審議を行い、あらかじめ定められた処分基準に従い、その量定の範囲内で処分内容を決定しているものであって、請求人の主張は当たらない。

以 上

証拠書類の表示（30総総法査第1089号）

1. 証拠説明書（平成30年10月18日付）
2. 陳述書（中央卸売市場）（平成30年10月18日付）（疎甲15号証）
3. 陳述書（中央卸売市場）（平成30年10月18日付）（疎甲32号証）
4. 履行催告書（写）
5. 配達証明（書留・特定記録郵便物等受領証等）








副本

債権者 東京都
債務者 有限会社ムラキ

証拠説明書

平成30年10月18日

東京地方裁判所民事第9部 御中

債権者指定代理人 松下 博之 
同 榎本 洋一 
同 石澤 泰彦 
同 岡田 太一郎 
同 黒田 修平 

号証	標目	原本・写	作成年月日	作成者	立証趣旨
疎甲1	全部事項証明書 (土地)	原本	平成30年10 月16日	東京法務局 登記官	債権者が本件土地を所 有していること
疎甲2 の1	写真撮影報告書 (築地市場の外 観)	写し	平成30年10 月17日	債権者指定 代理人	債務者が本件土地を占 有していること

疎甲2 の2	写真撮影報告書 (債務者の占有 状況)	写し	平成30年10 月17日	同上	同上
疎甲3	東京都中央卸売 市場条例(昭和4 6年東京都条例 第144号)(抜 粋)	写し	昭和46年12 月1日	債権者	東京都中央卸売市場条 例の内容等(ただし、疎 甲6の改正条例の施行 前のもの)
疎甲4 の1	平成28年度市 場施設使用指定 (許可)の更新並 びに使用料の減 額及び免除につ いて	写し	平成28年3月 15日	債権者	債務者が、東京都知事か ら、「使用期間は平成2 8年4月1日から平成 31年3月31日まで とする。ただし、上記の 間に築地市場が閉場と なった場合は、その日ま でとする。」との内容で 使用指定を受けたこと
疎甲4 の2	市場施設の使用 指定更新につ いて	写し	平成30年3月 7日	同上	同上
疎甲5	東京都中央卸売 市場条例の一部 を改正する条例	写し	平成28年3月 31日	債権者	債務者が開設する東京 都中央卸売市場から、築 地市場を廃止し、豊洲市

	(平成28年東京都条例第53号)(東京都公報平成28年3月31日増刊29〔抜粋〕)				場を新設する旨の市場条例の改正を行ったこと
疎甲6	平成30年9月10日付認可書	写し	平成30年9月10日	農林水産大臣	東京都中央卸売市場の業務規程の変更等について認可を得たこと
疎甲7	東京都中央卸売市場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(平成30年東京都規則第109号)(東京都公報平成30年9月11日(火曜日)増刊81〔抜粋〕)	写し	平成30年9月11日	債権者	東京都中央卸売市場条例の一部を改正する条例(疎甲5)の附則第1項に規定する同条例の施行期日が、同規則により「平成30年10月1日とする」と定められていること
疎甲8	欠番				
疎甲9	欠番				
疎甲10	東京都中央卸売市場築地市場配置図	写し	平成28年4月1日	債権者	旧市場の配置・構造等

疎甲 11	東京都中央卸売 市場築地市場配 置図（仮設卸売場 A1棟の位置が 示されているも の）	写し	同上	債権者	同上
疎甲 12	「<配置図>」と 題する書面	写し	平成30年10月 16日	債権者	旧市場の建物等の解体 除去工事の工区等
疎甲 13	「築地解体工事 オリパラ引渡し 期日（案）」と題 する書面	写し	平成30年	債権者	旧市場廃止後の利用状 況等
疎甲 14	「3.4工区引渡 し時期図」と題す る書面	写し	平成30年 10月17日	債権者	同上
疎甲 15	陳述書（中央卸売 市場）	原本	平成30年10月 18日	東京都中央 卸売市場事 業部施設担 当課長 佐藤至	築地市場の解体工事を 速やかに実施しなけれ ばならない理由等
疎甲 16-1	工程表（工事名称 築地市場（28） 水産物部本館及 び卸売場棟解体 工事（案）3工区）	写し	平成30年	債権者	第3工区における工程 等

疎甲 16-2	工程表(工事名称) 築地市場(28) 水産物部本館及 び卸売場棟解体 工事(案)4工区)	写し	平成30年	債権者	第4工区における工程 等
疎甲 17-1	「築地市場の解 体工事について」 と題する書面	写し	平成30年9月	債権者	築地工事の解体工事の 施工等
疎甲 17-2	「建築物の解体 等に係る石綿飛 散防止対策マニ ュアル」	写し	平成26年6月	環境省 水・大気環 境局大気環 境課	同上
疎甲 18	陳述書(建設局)	原本	平成30年10月 18日	東京都第一 建設事務所 環二工事課 環二工事課 長 天野 清和	環状2号線の整備事業 のスケジュール等
疎甲 19-1	平成30年事業概 要(抜粋)	写し	平成30年	東京都第一 建設事務所	環状2号線の整備事業 の内容等
疎甲 19-2	「環状2号線 築地大橋整備事 業」と題する東京 都ホームページ	写し	(出力日) 平成30年10 月17日	債権者	築地大橋整備事業の概 要等
疎甲	「環状2号線	写し	同上	同上	豊洲大橋整備事業の概

19-3	豊洲大橋整備事業」と題する東京都ホームページ				要等
疎甲 19-4	「環状2号線（豊洲～築地）暫定開通」と題する東京都ホームページ	写し	同上	同上	環状2号線（豊洲～築地）が暫定開通したこと
疎甲 19-5	「環状第2号線（築地区間）平面図」と題する書面	写し	同上	同上	暫定迂回道路及び地上部道路の場所等
疎甲 19-6	「環状第2号線（築地区間）の整備について」と題する書面	写し	同上	同上	同上
疎甲 20	「環状第2号線（地上部道路）工程（案）」と題する書面	写し	平成30年	債権者	環状第2号線の工程等
疎甲 21-1	「築地市場における土壌溶出量調査及び土壌含有量調査の結果について」と題する東京都ホームページ	写し	（出力日） 平成29年 5月25日	債権者	旧築地市場跡地の土壌汚染の状況等

疎甲 21-2	「調査区画図」と 題する書面	写し	平成30年 8月20日	債権者	同上
疎甲 22	陳述書(オリンピック・パラリンピック準備局)	原本	平成30年10 月17日	東京都オリンピック・パラリンピック準備局 大会施設部 関係者輸送 担当課長 上本竜太郎	早期に本件土地が明け渡されないと築地デポの整備工事の着工が遅れ、東京2020大会の開催に間に合わないおそれがあること
疎甲 23	輸送運営計画V 1	写し	平成29年6月	組織委員会 及び東京都	IOCに提出した輸送運営計画において、車両基地(デポ)を設置することとされていること
疎甲 24	平昌デポ(写真)	写し			平昌五輪におけるデポの状況
疎甲 25	車両基地等の調 整状況について	写し	平成30年4月 頃	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会輸送連絡調整 会議	築地等の都有地7箇所 にデポを設置することが計画されていること

疎甲 26	大会輸送の検討 状況について	写し	平成29年度	債権者	築地デポには、バス約850台、フリート（乗用車）約1850台を収容する計画であり、敷地面積は約15.0haにも及ぶこと
疎甲 27	築地輸送拠点整備工程（案）	写し	平成30年9月 19日	債権者	築地デポの整備スケジュール
疎甲 28	車両コミッション	写し	平成30年頃	債権者等	築地デポの機能検証で実施されるコミッション作業の内容
疎甲 29	バス・フリートのオペレーションのイメージ（BOC、FOC）	写し	平成30年頃	債権者等	築地デポの機能検証で実施されるオペレーションの動作確認の内容
疎甲 30	築地車両基地での機能検証について	写し	平成30年頃	債権者等	築地デポでの機能検証のスケジュール
疎甲 31	豊洲市場の開場及び築地市場跡地の東京2020大会の活用に向けたスケジュール	写し	平成30年頃	債権者	旧築地市場全体の解体工事が平成32年2月末日に完了する予定であること

疎甲 32	陳述書（中央卸売 市場）	原本	平成 30 年 10 月 18 日	東京都中央 卸売市場築 地調整担当 部長 西坂 啓之	築地市場の用地及び建 物について、債務者から 任意の明渡しが見込め ないこと等
疎甲 33	築地市場へ移譲 に伴う市場施設 の造作等の取扱 いについて（通 知）と題する書面	写し	平成 30 年 8 月 20 日	債権者	原状回復の義務の免除 について

陳 述 書

中央区築地 5 丁目 2 番 1 号所在の旧築地市場建物の早期の明渡しが必要な理由
について、以下のように陳述いたします。

平成 30 年 10 月 18 日

東京都中央卸売市場事業部

施設担当課長 佐藤 至

東京地方裁判所 御中

第1 はじめに

私は、債権者東京都の職員であり、旧築地市場の解体工事にかかる事務を所管している東京都中央卸売市場事業部施設担当課長の職にあります。

築地市場跡地は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、旧築地市場建物を解体し、平成32年3月末までに環状第2号線及び東京オリンピック・パラリンピック競技大会の輸送拠点（以下「輸送拠点」といいます）が整備される方針となっています。このため、速やかに環状第2号線や輸送拠点の整備工事にかかる部分の解体工事を完了し、当該工事に引き渡せるよう、関係局と連携を図りながら、工事工程を調整してきたところです。

以下、旧築地市場解体工事の概要や、速やかに実施しなければならない事情について陳述します。

第2 旧築地市場解体工事の概要について

- 1 旧築地市場の解体工事は、旧築地市場内に存在する駐車場や売場、冷蔵庫棟といった大小様々な計155棟の建物（総延べ床面積26万㎡）を解体するという工事です。解体の対象が非常に大規模であるとともに、アスベスト建材が含まれている建物が、現時点で把握しているだけで55棟存在しており、慎重に工事を行う必要があることに特徴があります。
- 2 この工事は、第1工区から第7工区の7つの工区に分けて発注しており、それぞれ別の事業者が受注しています。工事は、旧築地市場が豊洲市場に移転した後の、平成30年10月11日に着手し、工期は平成32年2月28日までとしています。
- 3 このうち、債務者有限会社ムラキ、佐駒商店有限会社、有限会社杉原水産、株式会社光田大政商店が占有している水産物部仲卸業者売場は第4工区、債務者有限会社杉原水産、全労連全国一般東京中央市場労働組合が占有している仮設卸売場A1棟は第3工区に該当するため、以下、当該工区につき、工

事工程や、速やかに解体工事を実施する必要がある事情について説明します。

第3 第4工区（水産物部仲卸業者売場）及び第3工区（仮設卸売場A1棟）の解体工事の工程等について

1 第4工区（水産物部仲卸業者売場）について

(1) 第4工区の工事の特徴について

水産仲卸業者売場は、延べ床面積が約38,000㎡と旧築地市場建物で最も大きく、平屋建てではありますが、高さは約12mもあります。屋根材のスレートには、アスベストが含まれており、飛散防止のため破碎せずに、事前清掃したうえで、散水等で湿潤させ、一枚ずつ手作業で取り外し、袋に入れ、養生することが法令で求められています。

(2) 工事工程について

ア 水産物部仲卸業者売場は、上記のような特徴があるため、まず、建物外側に8m程度の高さまで足場を組み、防音パネルやシートの設置により建物を養生するとともに、作業員が作業できるようにする必要があります。また、建物内部は高所作業車により作業を行うため、債務者らが占有している状況では、建物内の店舗の間仕切りや、残置物を撤去できず、高所作業車が移動できません。

イ 足場を組み、建物内部の間仕切りや残置物等の障害物を撤去した後、高所作業車を移動させながら、事前清掃したうえで、屋根材であるスレートを散水等で湿潤させ、一枚ずつ手作業で取り外していきます。手作業となるため、この作業に最も時間を要します。

ウ 屋根材を除去した後、重機により、鉄骨の柱や梁の躯体を解体し、除去していきます。

エ 水産物部仲卸業者売場は、建物全体が一体の構造となっているため、

倒壊や破損等を防ぐため、建物の端から順次、解体工事を行っていく必要があります。このため、債務者有限会社ムラキらが占有している店舗部分を除くような形で、足場の設置や、高所作業車による移動、屋根材の除去、躯体の解体などの作業を行うことは困難です。実際には、後述するように、早期に引き渡す必要がある環状第2号線エリアが含まれる時計台通り側から、順次、南東方向に向かって一連の解体作業を進めていきます。

このため、最初の作業となる建物内の店舗の間仕切りや残置物の撤去を速やかに実施しなくてはなりません。

2 第3工区（仮設卸売場A棟）の解体工事について

- (1) 仮設卸売場A棟は延べ床面積約11,600㎡、鉄骨造りの4階建てで、高さは約20mあります。
- (2) この建物の解体工事については、同じ第3工区の水産物部本館の作業にあわせて、足場や防音パネル等の仮設材を設置し、内装材や設備機器の撤去、アスベストを含む吹付材を除去した後に、外装材を解体します。その後、鉄骨の柱や梁、コンクリート材の床や壁等を解体していきます。

第4 旧築地市場解体工事を速やかに実施しなければならない事情について

1 環状第2号線工事への引き渡し（第3工区、第4工区）

- (1) 第3工区及び第4工区の一部は、旧築地市場の建物解体後、環状第2号線が建設局により整備される予定であり、速やかに解体工事を完了し、建設局に用地を引き渡します。このため、当該部分については、工期である平成32年2月28日を待つことなく、平成31年4月11日には、環状第2号線の整備工事へと用地を引渡す予定であり、その前日である4月10日までには当該部分の工事を完了させることとしています。

- (2) これは、平成32年3月には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会での使用を予定している環状第2号線の地上部道路を開通させることとしており、確実な整備の実現に向け、速やかに工事に入る必要があるためです。

2 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の輸送拠点整備工事への引渡し(第3工区、第4工区)

- (1) 第3工区の環状第2号線整備部分を除くエリアは、旧築地市場の建物解体後、輸送拠点が整備される予定であり、工事を所管するオリンピック・パラリンピック準備局(以下「オリパラ局」といいます)からは、速やかに解体工事を完了し、引き渡すことを求められています。このため、当該部分については、工期である平成32年2月28日を待つことなく、平成31年12月11日には、輸送拠点の整備工事へと引渡し予定であり、その前日である12月10日までは当該部分の工事を完了させることとしています。
- (2) オリパラ局からは、輸送拠点の整備工事の工期に余裕がないため、部分的にさらに引き渡し時期を早め(3か月半程度)、解体工事と並行して輸送拠点の整備工事を実施できないか打診を受けているところです。
- (3) これは、平成32年7月からの開催が予定されている東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、平成32年3月までには、輸送拠点の整備工事を完了させることが求められており、一刻も早く、輸送拠点の整備工事に着手する必要があるためです。

第5 結論

以上のことから、早期に解体工事に着手しなければ、予定された期日に、建設局及びオリパラ局に工事を引き渡すことができません。このため、債務者有

限会社ムラキ、佐駒商店有限会社、有限会社杉原水産、株式会社光田大政商店、
全労連全国一般東京中央市場労働組合が占有している水産物部仲卸業者売場及
び仮設卸売場A 1棟について、速やかに明け渡すよう求めるものです。

以 上

陳 述 書

中央区築地5丁目2番1号所在の旧築地市場の用地及び建物について、債務者
らから任意の明渡しが見込めない理由について、以下のように陳述いたします。

平成30年10月18日

東京都中央卸売市場築地調整担当部長

西 坂 啓



東京地方裁判所 御中

第1 はじめに

私は、債権者東京都の職員であり、現在、中央卸売市場築地調整担当部長の職にあります。

旧築地市場の閉場に係る業務については、旧築地市場をはじめ、債権者である東京都中央卸売市場の各部署の職員が連携して対応してきたところであり、以下、そうした一連の対応を含め、債権者が債務者らに使用指定（使用許可）をしていた旧築地市場の施設につき、任意の明渡し（施設の返還）を求めてきた経緯等について、陳述します。

第2 築地市場閉場に際しての事業者への市場施設返還の説明について

1 「築地市場閉場説明会」の開催

- (1) 平成30年8月20日から28日にかけて、都は、旧築地市場で使用指定及び使用許可を受けていた全ての事業者を対象に、閉場に際しての手続き等に関する説明会を計6回開催しました。この説明会の中で、事業者に対し、都が使用許可している市場施設を返還する場合の造作等の取扱いについて説明しております。なお、同説明会には、後述する5者のうち、有限会社ムラキ、有限会社杉原水産、全労連・全国一般東京地本東京中央市場労働組合の3者も出席しております（佐駒商店有限会社、株式会社光田大政商店は欠席しましたが、後日資料を送付しています）。
- (2) 築地市場の閉場は、市場条例第91条に規定する「その他の理由により市場施設の使用資格が消滅したとき」に該当し、市場業者は自己の費用で市場施設の原状回復を行い、都に返還する義務が課せられています（条例第91条）。ただし、豊洲市場への移転に際しては、施設使用者の負担軽減を図ることにより、円滑な市場移転を実現するため、施設使用者の申請に基づき、条例第91条ただし書きに基づき、原状回復義務を免除することとしています（一部の造作等を除く）。

(3) 造作等の原状回復免除については、都知事に対する申請と、都知事の承認が必要であるため、都は、この説明会で、「築地市場閉場に伴う市場施設の造作等の取扱いについて（通知）」により、その必要な手続きや申請書類を配布・説明し、平成30年8月27日から同年9月4日までの間に、「築地市場閉場に伴う市場施設の返還における造作等の原状回復免除及び権利放棄に関する申請書」（以下「申請書」といいます）を提出するよう依頼しました。

2 申請書未提出者への催促

- (1) 申請書の提出期限翌日の9月5日時点で、対象事業者約850者中、約120事業者が未提出であったため、申請書提出を催促するとともに、申請書の提出がないと、市場施設の原状回復を使用者の費用と責任で行っていただく必要がある旨を、個別に訪問して説明しました。
- (2) 9月下旬からは、上記の説明に加え、閉場後の築地は解体工事現場となり営業活動はできないことや、築地市場での営業継続は市場条例違反であり、豊洲市場での業務について監督処分を行うことになることについて、繰り返し丁寧に説明を行いました。その結果、10月10日には、申請書を提出していない事業者は8者となりました。

3 造作等原状回復計画書の提出についての通知

- (1) 申請書の提出がない事業者については、自己の費用と責任において、造作等の原状回復を行っていただくことになるため、都は、10月10日、申請書が未提出である8者に対し、「築地市場閉場に伴う市場施設の返還における造作等原状回復計画書の提出について」を送付し、同月14日までに造作等の原状回復にかかる計画書（以下「計画書」といいます）を提出することを依頼しました。その際、計画書は、旧築地市場から豊洲市場

への引越の調整期間の最終日である10月17日の20時までに、東京都職員の立会いの下で、原状回復の完了状況を確認できる計画とすることを合わせて示しています。

(2) これは、市場施設の原状回復免除等の申請をしないということは、当該事業者は、以前から原状回復の準備をしているとの認識の下、旧築地市場から豊洲市場への引越の調整期間の最終日である10月17日の20時までに確実に原状回復をすることを求めたものです。

(3) これを受け、3者から申請書の提出があったため、計画書の提出期限である10月14日時点で、申請書を提出していない事業者は、5者となりました。

4 「履行催告書」の送付

10月14日時点で申請書を提出していない5者に対しては、平成30年10月16日に「履行催告書」を送付し、施設の原状回復及び返還の義務を履行するよう求めるとともに、履行が完了しない場合には、法令の定めるところにより、必要な手続きを行うことになることや、履行の遅延等により都に発生した損害については、別途賠償を求めることになる旨を通知したところですが、いまだに5者から上記義務を履行するとの意思は示されない状況にあります。

第3 5者との個別の折衝状況について

債権者は、債務者である5者に対し、前記第2で述べたように、旧築地市場が閉場となることに伴い、市場施設が返還となることやその際の原状回復等の手続きを説明し、その後、原状回復計画書の提出依頼や履行催告書の送付を行い、施設の返還及び原状回復について依頼してきたところです。それ以外の個別の折衝状況については、以下の通りです。

1 有限会社ムラキ

9月13日(木) 店舗を訪問。権利放棄はしない旨の意向を確認。

10月5日(金) 店舗を訪問するも、不在(帰宅後)。

その後、電話連絡。翌6日、店舗での面会をアポイント。

10月6日(土) 店舗を訪問し、面会。申請書が提出されない場合には、自己の責任と費用において、原状回復する必要がある旨を繰り返し丁寧に説明するも、豊洲市場と築地市場の両方で営業が可能であると主張。

10月7日(日) 店舗内の残置物(照明器具、木板、作業台、冷蔵庫、ハシゴ)に、無断持ち出し厳禁、残置物は所有物である旨の貼り紙を確認。

10月14日(日) 築地市場場長あての通告文書をFAXで受信。

- ・10月10日付文書は、提出期日が14日であり、提出は実質的に不可能。

- ・その行為は公序良俗に反し、且つ条理にも反する。依ってこの文書が無効であることを確認し、この旨を伝える。

- ・営業権組合員がこの文書を承諾したとしても、説明もないまま脅迫された結果の行為であるため、いつでも取り消し得ることを合わせて通告する。

10月14日(日) 造作等原状回復計画書の提出を電話にて催促するも、提出する意思は示されず。

2 佐駒商店有限会社

9月11日(火) 店舗を訪問。申請書を提出しない旨の意向を確認。

9月28日(金) 東卸組合事務所において面会。申請書が提出されない

場合には、自己の責任と費用において、原状回復する必要がある旨を繰り返し丁寧に説明するも、豊洲では築地と同じ条件で営業できないのは都の責任であり、営業を続けられない。就職先を斡旋せよという旨を主張。

10月 7日(日) 店舗内の残置物(ダンベ、帳箱、小車)に、無断持ち出し厳禁、残置物は所有物である旨の貼り紙を確認。

10月17日(水) 10月16日に都から送付した「履行催告書」(平成30年10月16日付30中洲管第36号)の趣旨についての問合せの電話が豊洲市場管理課にあり。この文書は市場条例第91条に基づき市場施設を原状回復の上、都に返還すべきことを催告するものであることを説明するも、店舗内の残置物は自己の所有物であり、撤去する意思はなく、都において買取先を斡旋して欲しい旨を主張。

3 有限会社杉原水産

9月11日(火) 店舗を訪問。申請書を提出しない旨の意向を確認。

10月 2日(火) 店舗を訪問。申請書提出について督促し、10月18日以降残置されている場合には、条例違反となる旨を説明するも、債務者は築地に残る旨を主張。

10月 7日(日) 店舗内の残置物(作業台、帳箱、冷蔵庫、収容箱、どぶ板)に、無断持ち出し厳禁、残置物は所有物である旨の貼り紙を確認。

10月15日(月) 旧築地市場内において、改めて10月18日以降残置されている場合には、条例違反となる旨を説明

4 株式会社光田大政商店

9月14日(金) 店舗を訪問。申請書を手交。

9月20日(木) 店舗を訪問。近日中に申請書を提出する旨の意向を確認。

9月28日(金) 店舗を訪問。申請書の提出を検討中との意向を確認。
債権者から、提出されない場合には、自己の責任と費用において、原状回復する必要がある旨を説明。

10月15日(月) 豊洲市場内の店舗において、申請書が提出されない場合には、自己の責任と費用において、原状回復する必要がある旨を改めて説明

5 全労連・全国一般東京地本東京中央市場労働組合

9月21日(金) 旧築地市場管理課にて、申請書の提出についての督促と話し合いを実施。提出する意向は示されず。

10月2日(火) 都から、申請書の提出について催促するとともに、提出されない場合には、自己の責任と費用において、原状回復する必要がある旨を説明するも、提出は検討するが、豊洲市場が建築基準法違反であるなどとし、移転できない旨を主張。

10月16日(火) 債務者が豊洲市場に来庁し、10月10日に債権者が送付した原状回復の計画書提出を依頼する文書について、承服できないことや東京都から立ち退き求められたことはない旨を主張する要請文を持参。これに対し、債権者は、8月20日の閉場説明会及び同日付の通知文により、退去義務を説明しており、その後も申請書の提出の催促をしたことを伝えるも、申請書提出の意思は示されず。

第4 結論

以上のように、都は、債務者である5者に対し、旧築地市場が閉場となることに伴い市場施設が返還となることや、その際の原状回復等の取扱いについて丁寧に説明し、申請書の提出又は市場施設の原状回復と返還を求めてきました。しかしながら、債務者らから申請書が提出されることはなく、現に旧築地市場の施設を占有しており、これ以上、債務者らと任意に折衝をしても、債務者らが自発的に施設を原状回復し、返還することは到底見込めない状況です。

以上



30中洲管第36号
平成30年10月16日

有限会社ムラキ 村木 智義 殿
東京都中央区築地五丁目2番1号

東京都知事 小池 百合子



履 行 催 告 書

平成30年8月20日付け30中築管第411号で、築地市場閉場日までに下記施設を原状回復の上、返還するよう通知したところですが、いまだにその義務が履行されていません。したがって、上記履行に直ちに着手してください。

なお、履行が完了しない場合には、法令の定めるところにより、必要な手続を行うこととなりますので、ご了承ください。

また、履行の遅延等により都に発生した損害については、別途賠償を求めることとなりますので、その旨申し添えます。

記

施設名称

(旧) 築地市場水産物部仲卸業者売場 1095、1096、4059、ロー49

(担当)

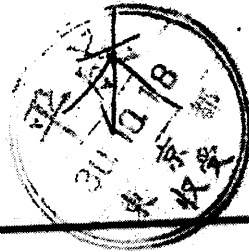
東京都中央卸売市場豊洲市場管理課
電話 03(3520)8211



村

東区大

東京銀行
10.16
12-18



島七丁目35番3号

知日

義

様

東京銀行
10.16
12-18

10.16
12-

配達証明

東京都



153-30-11645-4

[返送]

ご不在のため、当社に保管しましたが、
保管期間を経過しましたので、お返します

30.10.27
8-12

〒135-8799 日本郵便(株) 深川郵便局

村
木

配達証明

京都江東区猿江
工丁目16番4号

知
日

新成
30.10.29
東京

杉山コーポ一階


様

東京都



153-30-11662-0

書留・特定記録郵便物等受領証

(ご依頼主のご住所・お名前)		様	
東京都中央区市場管理部総務課			
お届け先のお名前	お問い合わせ番号	申出損害額	摘要
杉原 隆 様	153-30- 11644-3		配達証明
杉原 隆 様	11645-4		
【ご注意】 この受領証は、損害賠償の請求をするときその他の場合に 必要です。大切に保存してください。 損害賠償額は原則として次のとおりです。 ・一般書留：申出損害額額の記入額(上限500万円。記入 がない場合は10万円)を限度とする実損額です。 ・現金書留：申出損害額額の記入額(上限50万円。記入が ない場合は1万円)を限度とする実損額です。 ・簡易書留：5万円を限度とする実損額です。 ・特定記録：損害賠償はありません。 【配達状況がわかります】 フリーコール 0120-232886 インターネット http://www.post.japanpost.jp			

日本郵便株式会社
 30.10.16
 12-18

日本郵便株式会社

